

富士根南地区社会福祉協議会 会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、富士根南地区社会福祉協議会（以下（会）という。）と称し、事務所を会長宅に置く。

(会員)

第2条 この会の会員は、富士根南地区住民とする。

2 この会の趣旨に賛同する各種団体及び個人で、理事会において承認されたものとする。

(目的)

第3条 この会は、会員相互の協力により、地域福祉の向上と充実を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域福祉ネットワーク活動の推進
- (2) 福祉課題をもつ人たちの集いや組織の育成
- (3) ふれあい交流活動の推進
- (4) 福祉啓発、福祉教育の推進
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 前条に定める事業を推進するため、理事会並びに役員会、企画委員会、ネットワーク委員会及び推進委員会を組織し、会務を分掌する。

(役員、企画委員及び推進委員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 4 名 |
| (3) 代表理事 | 4 名 |
| (4) 理 事 | 18 名 以内 |
| (5) 企画委員長 | 1 名 |
| (6) 企画副委員長 | 2 名 |
| (7) 事務局 (会計) | 2 名 |
| (8) 事務局 (書記) | 2 名 |

(9) 監 事 2 名

2 この会の役員、企画委員、福祉委員及び推進委員は、次のとおり委嘱する。

- (1) 会長は、会員の中から推薦し総会の承認を経て、富士宮市社会福祉協議会会長が委嘱する。
- (2) 副会長、代表理事、理事、企画委員長、企画副委員長、事務局（会計）及び事務局（書記）は、推進委員の中から、会長が指名し委嘱する。
- (3) 監事は、会員の中から推薦し総会で承認し決定する。
- (4) 企画委員は、推進委員の中から、会長が指名し委嘱する。
- (5) 福祉委員は各区から推薦された者の中から、会長が指名し委嘱する。
- (6) 推進委員は、各種団体の構成員、福祉委員及び学識経験者とし、会長が委嘱する。

3 役員、企画委員、福祉委員及び推進委員の任期は2年とし、再任を妨げない。補充された役員、企画委員、福祉委員及び推進委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 この会の役員、企画委員、福祉委員及び推進委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 代表理事及び理事は、事業の決定をする。
- (4) 企画委員長は、企画委員及び福祉委員を統括し、事業達成のため事業の企画・推進を図る。
- (5) 監事は、この会の事業及び会計を監査し、総会に出席し監査結果を報告するとともに理事会の開催を会長に求めることができる。
- (6) 事務局（会計）は、この会の経理事務を担当する。
- (7) 事務局（書記）は、この会の運営及び事業の推進事務を担当する。
- (8) 企画委員は事業の企画・実務を担当する。
- (9) 福祉委員は地域福祉ネットワーク事業の企画・推進を図る。
- (10) 推進委員は事業の実施を担当する。

(顧問)

第7条 この会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者、斯道功労者の中より会長が推挙し、総会で承認し決定する。

(会議)

第8条 この会の会議は、総会、理事会、役員会、企画委員会、ネットワーク委員会及び推進委員会とする。

2 総会、理事会及び役員会は会長が招集し議長となり、企画委員会及びネットワーク委員会は企画委員長が召集し議長となる。

3 総会は、役員、企画委員、福祉委員及び推進委員をもって構成し年1回開催する。ただし会長が特に必要と認めたときは臨時に開催することができる。

(1) 総会は、次の事項を審議し議決する。

ア 事業報告及び決算

イ 事業計画及び予算

ウ 役員選出

エ 会則の改正

オ その他この会の活動に必要な事項

4 理事会は、役員で組織し、事業計画の決定をおこない必要に応じて開催する。

5 役員会は、会長、副会長並びに企画委員長、企画副委員長、代表理事及び事務局で組織し事業の承認・推進をおこない必要に応じて開催する。

6 企画委員会は、企画委員長、企画副委員長、企画委員及び事務局で組織し事業の計画立案・調査・推進をするものとし必要に応じて開催する。

7 ネットワーク委員会は、役員会及び福祉委員で組織し、地域福祉ネットワーク事業の計画立案をおこない必要に応じて開催する。

8 推進委員会は、役員及び推進委員で組織し、事業の実施を担当するものとし必要に応じて開催する。

9 各会議の議事は、出席者の過半数で決定する。可否同数の場合は議長が決定する。

(経費)

第9条 この会の運営に要する経費は、補助金、寄付金その他の収入をもってあてる。

(会計)

第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

(付則)

1 この会則は、平成18年7月11日から施行する。

2 平成19年5月25日 一部改正

3 平成20年4月18日 一部改正

4 平成23年4月15日 一部改正

5 平成25年5月10日 一部改正

6 平成29年5月19日 一部改正